

# 米国過少資本税制に関する新規則 最終及び暫定規則の発表

October 20, 2016

## In brief

2016年10月13日、内国歳入法385条（過少資本税制）に関する財務省最終及び暫定規則(Final and Temporary Regulations)が財務省より公表されました。今年4月に発表された規則案と比べ緩和されてはいるものの、引き続き日米間の借入は本規則の対象となり、日系企業への影響も大きいと考えられます。特に日本親会社または米国外のファイナンス会社から借入を行っている、または予定している米国の日系企業は今後配当や組織再編を行う際に留意が必要です。

過少資本税制は内国歳入法385条に規定されており、関係会社からのファイナンスについて、法形式上は借入であっても実質的に資本と考えられる場合に元利金の支払を配当とみなし、利息の損金算入を否認するものです。その具体的な判断基準は主に過去の判例に基づいており、追加のガイダンスが必要とされました。

今年4月に公表された規則案は、関係会社からのファイナンス（以下「借入」）の税務上の取り扱いを網羅的に整備するのですが、借入に関する文書化義務が新たに要求され、更に一定の取引を行った場合、負債性の有無にかかわらず借入が資本と扱われる可能性があり、過少資本税制の考え方を大きく変える内容となっていました。今年7月が期限であったパブリックコメントには多数の要望があり、規則案撤回を求める声もあったものの今回財務省から最終及び暫定規則が発表されるに至りました。冒頭にあるように、その内容は規則案と比べて緩和されてはおりますが、依然として文書化の義務、借入を自動的に資本と取り扱う一定の取引は規則に含まれており、方向性については規則案から大きく変わっていません。

新規則では、関連者間の借入における負債性の判断基準は従来通り過去の判例に基づくことを明文化し、更に新たに定められた要件を充たさない借入は資本とみなす、としています。大規模な改正のため、実務上の影響は広範囲に及ぶと見込まれていますが、その主なポイントは以下の通りです。

## In detail

### 財務省規則1.385-1：対象となる借入

株式の議決権又は時価総額の80%以上の所有関係で繋がる企業グループ（expanded group、以下「関連会社グループ」）のメンバー（以下「メンバー」）からの米国法人の借入（expanded group instrument、以下「EGI」）が本規則の対象となります。日本法人を含む海外の事業体もメンバーとなります。米国外の負債発行者（Foreign Issuer）を含む一定の事業体（S法人、支配株主のいないRIC（規制投資会社）・REIT（不動産投資信託）等）は最終規則では適用対象外となりました。したがって、日本と米国外の事業体間を含む米国外メンバー間の借入（foreign-to-foreign loan）は対象外となります。ただし、米国法人が借手となる負債は引き続き EGI として本規則の対象となるため、日本の親会社等から米国子会社への貸付、または欧州等米国外にあるファイナンス会社から米国関連会社への貸付は対象となり、当該借入を米国税務上負債として取り扱うためには下記に説明する規定に準拠する必要があります。

## 財務省規則1.385-2：文書化

最終規則 1.385-2 は、EGI を税務上も負債と扱うための要件として、当該借入に関する文書化義務を要求しています。規則案と同様に、本制度は以下の要件を充たす大規模納税者のみに適用されます。

- メンバーのいずれかが上場している
- 借入が EGI とみなされた時点での総資産が \$100 M を超えている
- 借入が EGI とみなされた時点での総収入が \$50 M を超えている

これらの判定において、総資産と総収入は財務諸表（Applicable Financial Statement）上の金額を用い、外国通貨で表示されている財務諸表は期末時点で米ドルに換算します。

文書化の対象となる EGI の範囲は緩和され、冒頭のとおり米国外の負債発行者（Foreign Issuer）及び S 法人による借入は本規則の適用対象外となりました。また、支配株主のいない RIC・REIT 及びパートナーシップも原則対象外となります。なお、最終規則 1.385-3 で対象外となった、金融・保険会社等一定の規制を受ける業界の事業体は、一部の取引について最終規則上の一定の要件を充たす取引であることを裏付ける文書を作成・保持している場合には最終規則 1.385-2 の文書化の対象外となりました。

規則案では、文書化の要件を充たさなかった場合自動的に資本とみなされていましたが、最終規則では、文書化の要件を充たさなかった場合には Rebuttable Presumption ルールが適用されるよう緩和され、以下のコンプライアンス基準（high-degree of compliance）を充たしている場合、納税者は過去の判例に基づく判断基準を充たすと証明することによって負債のポジションを引き続き主張することが可能となりました。ただし、以下の要件を充たさなかった場合は、文書化されていない EGI は資本として取り扱われます。

1. 文書化されていない EGI の調整後発行価格（Adjusted Issue Price）が EGI の調整後発行価格の合計の 10%未満であること、もしくは
2. 下記の 2 つの要件いずれかを充たしていること
  - a. 文書化されていない EGI で発行価格が 1 億ドルを上回るもののが存在しない場合、文書化されていない EGI の件数が EGI の総数の 5%を下回ること
  - b. 文書化されていない EGI で発行価格が 25 百万ドルを上回るもののが存在した場合、文書化されていない EGI の件数が全体の EGI の総数の 10%を下回ること

文書化においては引き続き以下の四つの負債要素が規定されています。

- 1) 法的に有効な返済義務の存在
- 2) EGI の保有者が債権者としての地位・権利を有していること
- 3) EGI の返済が合理的に期待できること
- 4) 貸借関係を裏付ける行為（元利金の返済等）の存在

文書化において、新規に第三者契約のセーフハーバー（Market Standard Safe harbor）が設けられ、第三者間借入で通常使われる契約書を用いる場合は上記 1) と 2) の要素はカバーされているとみなされることになりました。また、リファイナンス等、借入契約の内容が修正される場合には、財務省規則 1.1001-3 のルールに従い大きな修正があったかを判断し、大きな修正があった場合には再度文書化が必要となることが明確となりました。

リボルバー や キャッシュピーリング 等、基本契約書（Master Agreement）の枠内の借入取引の文書化の方法も最終規則で明文化されています。基本契約書が存在する場合、各借入ごとの分析が不要となり、支払能力の分析は一元化され、最初の分析は基本契約書が締結された時点で行い、その後は年間ベースで分析を行うことが可能となりました。年間ベース分析の唯一の例外として、借入メンバーに大きな変化（破産、債務超過、業種の変更、50%以上の資産の譲渡等）があった場合には、同一年度であっても再度分析をする必要があります。支払能力分析の一元化は複数の負債を一つのメンバーが借り入れる場合にも適用されま

す。なお、最終規則の序文では Notional Cash Pool にも文書化義務が適用することが明記されています。

上記文書化規則適用外の関連者間借入であっても、税務当局には負債性を証明する資料や情報を調査において要請する権利があることが明記されていることにも留意する必要があります。

### **財務省規則1.385-3 と暫定規則1.385-3T：基本ルールとファンディングルール**

最終規則 1.385-3 では、規則案と同様、メンバーに対する分配、メンバー会社株式の取得（Internal Stock Acquisitions）、あるいは非課税の組織再編による資産の取得（Internal Asset Reorganizations）等、一定の取引の対価として借入証書が発行される場合には、租税回避行為の要素が大きいとして、実際に借入が負債性を有するか否かに係らず資本とみなすことを規定しています（基本ルール）。また、借入証書を発行する代わりに、これらの取引の資金調達（ファンディング）を主な目的としてこれらの取引の前後に借入が行われた場合にも、一定の例外を除いて資本とみなすこととしています（ファンディングルール）。すなわち、資金調達がこれらの取引の 36 ヶ月以前、あるいは取引後 36 ヶ月以内に行われた場合は、一定の場合を除き、基本ルール回避が主な目的であるとみなされ、ファンディングルールが自動的に適用されます（*per se rule*）。したがって、米国子会社が日本の親会社から借入を行った前後 3 年の間に親会社へ配当を行った場合、配当が借入によって資金調達されたとみなされ、下記にある例外規定に該当しない限り、ファンディングルールにより当該借入（の一部）が資本とみなされる可能性があります。

規則案の例外規定は最終規則にも含まれていますが、かなり緩和されています。例外規定適用の分析は引き続き行う必要があるものの、実際に基本ルール・ファンディングルールが適用されるケースは限定的になったと思われます。以下に日系企業に影響が大きいと思われる 4 つの例外規定を説明します。

#### 子会社株式取得に関する例外規定

規則案に含まれていた子会社株式取得に関する例外規定（Subsidiary Stock Issuance Exception、最終規定では Subsidiary Stock Acquisition Exception）では、メンバー（取得者）が、資金調達の上、他のメンバーの新規発行株式を出資により取得しても、当該新株発行メンバー（発行法人）の株式の議決権及び時価総額の 50% 超を直接または間接的に 36 ヶ月間保有し続ける場合はファンディングルールは適用されないとされていました。

最終規則では、新規発行に加えて、他のメンバー（譲渡法人）が保有するメンバー株式の取得も含まれ、株式取得直後に取得者が発行法人（または譲渡法人）を支配（議決権及び株式時価総額の 50% 超の株式を保有）しており、取得時点での支配を放棄する計画がなければこの例外規定の適用対象となります。取引後 36 ヶ月以内に譲渡などにより発行法人が支配下でなくなる場合には支配放棄の計画が存在していたとみなさますが反証も可能です。

#### 利益積立金の控除

規則案では、基本ルールとファンディング・ルール双方の例外として、税務上の当期利益積立金（Current E&P）までは分配及び取得価額から控除できる（すなわちこれらのルールの対象外）とされていました。E&Pまでの分配及び取得であれば租税回避行為ではない可能性が高いと考えられるためですが、累積利益剰余金（Accumulated E&P）は控除できない点がパブリックコメントで指摘されました。最終規則では当該規定は緩和され、分配法人と分配受領法人が同じ関連会社グループ所属している限り、2016 年 4 月 5 日以降に発生した E&P の累積額（Expanded Group Earnings）も控除額に含まれます。

#### 適格出資の控除

また、基本ルール対象取引を行うための資金調達には借入のみならず増資も含めるべきというパブリックコメントを受け、最終規則では適格出資の額（Qualified Contributions）を分配及び取得価額から控除することが可能となっています。適格出資とは、原則として対象取引後 36 ヶ月以内に行われるメンバー間の出資となります。なお、メンバーが保有する他のメンバーの株式、または他のメンバーから組織

再編により取得した資産の現物出資は適格出資の対象外となります。従ってメンバー間で株式または資産を移転してファンディングルールの適用を回避することは出来ません。

#### 負債総額控除

規則案の負債総額による適用除外規定（Threshold Exception）が緩和され、負債総額を超過すると全てのEGIが適用対象となるのではなく、\$50mを超える額のみが適用対象となります。

規則案が発表された時点で、財務省、IRS双方が認識していたCash Pooling Arrangementの取り扱いですが、暫定規則1.385-3である程度明確となりました。パブリックコメントではCash Pooling Arrangementの定義の明確化、または適用免除が要求されていましたが、暫定規則では租税回避性の低い特定の短期借入金（Qualified Short Term Debt Instrument）に関する免除規定を新規に採用することで、短期借入金で構成されるCash Pooling Arrangementを原則としてファンディングルールの対象外としています。対象外となる短期借入金とは、短期の資金調達アレンジメント（Short Term Funding Arrangement）のうち、特定流動資産テスト（Specified Current Asset Test）または270日のテスト（270-day Test）の何れかを充足する、または通常の事業負債（Ordinary Course Loan）、無利息負債（Interest Free Loan）、適格キャッシュプーリングの管理者の手元預金（Deposit with a Qualified Cash Pool Header）と定義されています。これらの規定により、キャッシュプーリングを含む、通常の事業の過程で生じる短期借入金をファンディングルールの対象外にできると財務省とIRSは見込んでいるようです。

#### **暫定規則1.395-4T：連結納税グループの取扱**

規則案と同じく、暫定規則1.385-4Tでは連結納税グループは単一法人とみなされ、連結納税グループメンバー間の借入は、原則として基本ルールおよびファンディングルールの対象とはなりません。ただし、その適用範囲は最終・暫定規則1.385-3/3Tに限定されています。

最終規則1.385-2では、単一法人の取り扱いはなく、単に連結納税グループ間の借入を対象外としています。これは、連結納税グループメンバーとそれ以外のメンバー間の借入については、連結グループではなく、貸借取引の当事者メンバーが文書化規定の対象となることを明確にするためとされています。

暫定規則1.385-4Tでは、この他にも、EGIが連結納税グループ外に譲渡される場合、EGIを有するメンバーが連結納税グループを離脱または加入する場合の取り扱いが規定されています。連結納税グループ内の取引を考慮の上で離脱時の取り扱いを規定していた規則案と異なり、暫定規則では、EGIまたはEGIを有するメンバーが連結納税グループを離脱する場合には、EGIは新規に発行されたとみなされ、連結納税グループ内の取引をトラッキングする必要がなくなりました。また、既に資本と取り扱われるEGIが連結グループに加入する場合においては、借手が新規の負債を発行し、資本と取り扱われるEGIと交換したと取り扱われます。

#### **適用開始日**

##### (i) 最終規則1.385-2（文書化）

規則案では負債発行日から30日以内（上記の要件4（貸借関係を裏付ける行為の存在））に関しては事象発生日から120日以内）とされていましたが、借入者の申告書提出日（延長を含む）までとなり、移転価格の文書化と同じルールとなりました。本規則は2018年1月1日以降に発行される負債が適用対象となるため、3月決算法人は最長で2019年の1月15日、12月決算法人は2019年の9月15日までが最初の期限となります。

##### (ii) 最終及び暫定規則1.385-3（基本ルールまたはファンディングルール）

2016年4月5日以降に実行された借入が対象となります。基本ルールまたはファンディングルールがEGIに適用される場合、最終規則が連邦公報で発行されてから90日後に資本と取り扱われます。連邦公報の発行は2016年10月21日が予定されているため、適用開始日は2017年1月19日になると思われます。従つ

## Tax Insights

て、本規則の対象負債を有する日系企業が基本ルールまたはファンディングルールが適用される取引を行った場合は、2017年1月19日までに対応することが重要です。

なお、EGIが資本とみなされた場合には連邦税法の全ての規定において資本と扱われます。唯一の例外として、連結納税グループ判定のための株式保有比率の判定上は考慮されないと規定されており、EGIが資本と扱われることにより連結納税が無効にならないように配慮されています。

今回の規則案の最終化により、日本の親会社から米国子会社への貸付が一定の要件を充たさない場合は資本とみなされ、親会社に対する支払利息が損金不算入となる可能性が明確となりました。今後日米間の借入を行う場合は一層の留意が必要となります。

## Let's talk

本件についてのご連絡先は以下の通りとなります：

Takaaki Tokuhiro  
Principal, New York  
(646)471-3164  
[takaaki.tokuhiro@us.pwc.com](mailto:takaaki.tokuhiro@us.pwc.com)

Kazushige Arima  
Director, New York  
(646)471-5031  
[kazushige.arima@us.pwc.com](mailto:kazushige.arima@us.pwc.com)

Junko Yamato  
Principal, New York  
(646)471-6944  
[junko.yamato@us.pwc.com](mailto:junko.yamato@us.pwc.com)

Naoyoshi Kawaguchi  
Director, Chicago  
(312)298-3986  
[naoyoshi.kawaguchi@us.pwc.com](mailto:naoyoshi.kawaguchi@us.pwc.com)

Kinjun Muraoka  
Director, McLean  
(703) 762-7293  
[kinjun.muraoka@us.pwc.com](mailto:kinjun.muraoka@us.pwc.com)

Satoyuki Kawai  
Director, Los Angeles  
(213)217-3644  
[satoyuki.kawai@us.pwc.com](mailto:satoyuki.kawai@us.pwc.com)

**Stay current and connected.** Our timely news insights, periodicals, thought leadership, and webcasts help you anticipate and adapt in today's evolving business environment. Subscribe or manage your subscriptions at:

[pwc.com/us/subscriptions](http://pwc.com/us/subscriptions)

© 2016 PricewaterhouseCoopers LLP, a Delaware limited liability partnership. All rights reserved. PwC refers to the United States member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

### SOLICITATION

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. PwC is a network of firms in 157 countries with more than 208,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at [www.pwc.com/US](http://www.pwc.com/US)